

条 例

埼玉県公安委員会等が行う事務に関する手数料条例及び埼玉県証紙条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年十二月二十四日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県条例第五十四号

埼玉県公安委員会等が行う事務に関する手数料条例の一部改正

第一条 埼玉県公安委員会等が行う事務に関する手数料条例（平成十二年埼玉県条例第五十四号）の一部を次のように改正する。

別表第六号の表第一号中「銃砲又は」を「銃砲等又は」に、「銃砲刀剣類所持許可申請手数料」を「銃砲等又は刀剣類所持許可申請手数料」に改め、同号イ中「基づく」の下に「猟銃又は空気銃の所持の」を加え、同号ロ中「同時に他の同項」を「同時に他の同法第四条第一項」に改め、同号中ロをハとし、イの次に次のように加える。

ロ 同法第四条第一項第一号の規定によるクロスボウの所持の許可を現に受けている者に対する同号の規定に基づくクロスボウの所持の許可の申請に係る審査 六千八百円（当該申請を行う者が同時に他の同号の規定に基づくクロスボウの所持の許可の申請を行う場合における当該他の同号の規定に基づくクロスボウの所持の許可の申請に係る審査にあつては、四千三百円）	イ 現に同法第四条第一項第一号の規定による許可を受けてクロスボウを所持している者に対する講習会 三千円
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------

別表第六号の表第三号イ中「第五条の二第三項第二号」の下に「又は第三号」を加え、同号の次に次の一号を加える。

三の二 銃砲刀剣類所持等取締法第五条の三の二第一項の規定に基づくクロスボウの取扱いに関する講習手数料	イ 現に同法第四条第一項第一号の規定による許可を受けてクロスボウを所持している者に対する講習会 三千円
開催	ロ その他の者に対する講習会 六千九百円

別表第六号の表第六号中「銃砲又は」を「銃砲等又は」に、「銃砲刀剣類所持許可証書換え手数料」を「銃砲等又は刀剣類所持許可証書換え手数料」に改め、同表第七号中「銃砲又は」を「銃砲等又は」に、「銃砲刀剣類所持許可証再交付手数料」を「銃砲等又は刀剣類所持許可証再交付手数料」に改め、同表第八号事務の種別の欄中「又は空気銃」を「若しくは空気銃又はクロスボウ」に改め、同

号中「猟銃又は空気銃の所持許可更新申請手数料」を「猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの所持許可更新申請手数料」に改め、同号イ中「伴う場合」を「伴う同法第七条の三第一項の規定に基づく猟銃又は空気銃の所持の許可の更新の申請に係る審査」に、「他の同法第七条の三第一項」を「他の同項」に改め、「基づく」の下に「猟銃又は空気銃の所持の」を加え、同号ロ中「伴わない場合」を「伴わない同法第七条の三第一項の規定に基づく猟銃又は空気銃の所持の許可の更新の申請に係る審査」に改め、「基づく」の下に「猟銃又は空気銃の所持の」を加え、「同号」を「同法第四条第一項第一号」に、「当該同項」を「当該同法第七条の三第一項」に改め、同号中ロをハとし、イの次に次のように加える。

ロ 新たな許可証の交付を伴う同法第七条の三第一項の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新の申請に係る審査
七千二百円（当該申請を行う者が同時に他の同項の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新の申請に係る審査及び当該申請を行う者が同時に同法第四条第一項第一号の規定に基づくクロスボウの所持の許可の申請を行う場合における当該同法第七条の三第一項の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新の申請に係る審査にあつては、四千八百円）

別表第六号の表第八号金額の欄に次のように加える。

二 新たな許可証の交付を伴わない同法第七条の三第一項の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新の申請に係る審査
六千八百円（当該申請を行う者が同時に他の同項の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新の申請に係る審査及び当該申請を行う者が同時に同法第四条第一項第一号の規定に基づくクロスボウの所持の許可の申請を行う場合における当該同法第七条の三第一項の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新の申請に係る審査にあつては、四千四百円）

別表第六号の表第十号中「射撃練習資格認定申請手数料」を「猟銃又は空気銃射撃練習資格認定申請手数料」に改め、同表に次の一号を加える。

十五 銃砲刀剣類所持等取締法第九条の十六第一項の規定に基づく射撃練習資格認定申請手数料	クロスボウ射撃練習資格認定申請手数料	九千三百円（当該申請を行う者が同時に他の同法第九条の十六第一項の規定に基づく射撃練習を行う資格の認定の申請を行う場合における当該
---------------------------------------------	--------------------	------------------------------------------------------------------

習を行う資格の認定の申請に対する審査	他の同項の規定に基づく射撃練習を行う資格の認定の申請に係る審査にあっては、五千六百円)
--------------------	---------------------------------------------

埼玉県証紙条例の一部改正

第二条 埼玉県証紙条例（昭和三十九年埼玉県条例第六十三号）の一部を次のように改正する。

別表埼玉県公安委員会等が行う事務に関する手数料条例（平成十二年埼玉県条例第五十四号）の項第二十六号中「銃砲刀剣類所持許可申請手数料」を「銃砲等又は刀剣類所持許可申請手数料」に改め、同項第二十七号の次に次の一号を加える。

二十七の二 クロスボウの取扱いに関する講習手数料

別表埼玉県公安委員会等が行う事務に関する手数料条例（平成十二年埼玉県条例第五十四号）の項第二十九号中「銃砲刀剣類所持許可証書換え手数料」を「銃砲等又は刀剣類所持許可証書換え手数料」に改め、同項第三十号中「銃砲刀剣類所持許可証再交付手数料」を「銃砲等又は刀剣類所持許可証再交付手数料」に改め、同項第三十一号中「猟銃又は空気銃の所持許可更新申請手数料」を「猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの所持許可更新申請手数料」に改め、同項第三十二号の二中「射撃練習資格認定申請手数料」を「猟銃又は空気銃射撃練習資格認定申請手数料」に改め、同項第三十三号の八を第三十三号の九とし、第三十三号の二から第三十三号の七までを一号ずつ繰り下げ、第三十三号の次に次の一号を加える。

二十三の二 クロスボウ射撃練習資格認定申請手数料

附 則

この条例は、令和四年三月十五日から施行する。